

第246回

神奈川県都市計画審議会

相模原都市計画事業橋本駅南口地区土地区
画整理事業の施行規程及び事業計画に対す
る意見書の要旨と施行予定者の見解

神奈川県

令和7年7月18日

施行規程及び事業計画に対する意見書の分類一覧

相模原都市計画事業
橋本駅南口地区土地区画整理事業

受付 番号	住 所	意見の区分及び類型 ^(※)
1	相模原市緑区東橋本2丁目	反対（A、B、C）、その他（D）

(※) 意見の区分及び類型

意見の区分及び類型	意見の内容
反対（A）	市民参画に関する意見
反対（B）	公園及び広場に関する意見
反対（C）	土地利用に関する意見
その他（D）	縦覧に供された施行規程及び事業計画についての内容ではない以下の意見 リニア事業に関すること

施行規程及び事業計画に対する意見書の要旨と施行予定者の見解

相模原都市計画事業
橋本駅南口地区土地区画整理事業

類型	意見書の要旨	施行予定者の見解
A	<p>反対 (市民参画に関する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多大な国費・市費が投入されていく事業計画(案)は、納税者市民にわかり易く公開され、市議会はもとより、説明責任を果す義務があるが、それがなされていない計画書は一旦撤回し、市民参画で見直すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画(案)については、土地区画整理法第71条の3第3項の規定に基づき神奈川県及び相模原市へ意見照会を行い、意見無し等の旨の回答を得ており、土地区画整理法第71条の3第4項の規定に基づき縦覧に供されています。 ・縦覧の実施は、相模原市の広報及びホームページにおいて周知されています。 ・事業計画(案)は、令和5年3月に都市計画決定された都市施設や相模原市が策定した上位計画(相模原市広域交流拠点整備計画(平成28年8月策定)及び相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドライン(令和5年11月策定))を踏まえた計画になっています。なお、相模原市は上位計画を策定するにあたり、パブリックコメント等広く市民の意見を聴取しています。
B	<p>反対 (公園及び広場に関する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな交通広場があり、公園の面積が少ないため、防災公園、広域避難場所及び旧相原高校のクスノキをシンボルとした緑と憩いの市民広場及び子どもたちがのびのび遊べる広場を整備すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通広場については、都市施設として令和5年3月に都市計画決定されており、土地区画整理事業では、この都市計画の内容に沿った事業計画(案)としています。 ・市民の皆様が利用できる賑わい・滞在空間については、公園以外にも、橋本駅東通り線及び橋本駅南口駅前通り線内にオープンスペースを整備することで確保する予定です。
C	<p>反対 (土地利用に関する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業用地が広すぎる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市が策定した「相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドライン」においては、商業機能のみではなく、業務機能、交流・発信機能、生活支援・まちづくり拠点機能、観光機能、交通結節機能等の複合的な都市機能の集積を位置付けています。 ・上記のガイドラインにおける方針を基に、事業計画(案)においては商業機能を代表的な用途と考え、「商業系用地」として記載しています。
D	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リニア事業全体も、無理無謀な計画は見直し安全安心な鉄道事業に、国もJR東海も努力すべき。 	<p>以下については、施行規程(案)及び事業計画(案)に関する内容ではありません。</p> <p>【参考意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リニア中央新幹線の建設主体は東海旅客鉄道株式会社であり、土地区画整理事業とは別事業です。